

令和6年4月1日

## 特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱い・運用について

松阪市及び松阪市上下水道部では、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)について、下記のとおり定めます。

### 【1】 特例監理技術者等の配置要件

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置は、次の要件をすべて満たす場合とします。

- (1) 設計価格(予定価格)が3億円未満の工事(共同企業体による施工の対象となる工事は除く。)であること。また、工事途中における監理技術者の特例監理技術者への変更は、原則、発注公告において特例監理技術者の配置を認めた工事であること。
- (2) 工事の技術的難度が高い工事でないこと。
- (3) 兼務できる工事数は2件までとし、兼務する工事は公共工事(国、県、市、町など公共機関等の発注する工事)であること。
- (4) 低入札調査基準価格以下での請負金額で受注した工事に該当しないこと。
- (5) 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
- (6) 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として松阪市内であること。
- (7) 特例監理技術者を配置した場合は、監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (8) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (9) 特例監理技術者及び監理技術者補佐については、直接かつ恒常的な雇用として入札参加申請時に3ヶ月以上の雇用関係が確認できること。
- (10) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (11) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること。
- (12) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (13) 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属する者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

## 【2】 特例監理技術者等を配置する場合の手続き

入札参加申請時、契約締結時及び契約締結後において、特例監理技術者等を配置する場合は、次の点に留意して手続きを行うものとする。

- (1) 入札参加申請時において、配置する監理技術者に特例監理技術者を予定する場合においては、松阪市建設工事入札事務取扱要綱(平成17年1月1日告示第144号)第4条に定める「配置予定技術者調書」に加えて「特例監理技術者等配置予定届出書(第1号様式)」及び「特例監理技術者等配置チェックリスト(第2号様式)」を提出する。なお、特例監理技術者を他の発注機関の工事と兼務で配置する場合は、必ず事前に発注機関の内諾を得た上で提出をすること。
- (2) 特例監理技術者は、現場代理人を兼務することはできない。ただし、工事途中において、兼務する他方の工事が完了し兼務が外れた場合においては、現場代理人を兼務することができる。なお、監理技術者補佐は、現場代理人を兼務することができる。
- (3) 契約締結時において、松阪市建設工事執行規程(平成17年1月1日告示第6号。以下「執行規程」という。)第18条第3項に定める「現場代理人等選任(変更)通知書」及び配置する特例監理技術者及び監理技術者補佐の「技術者経歴書」に加えて、「特例監理技術者等配置届出書(第3号様式)」に必要事項を記載し、特例監理技術者及び監理技術者補佐の資格が確認できる書類、内諾を得た兼務する工事のコリnzの写し、雇用が確認できる書類等の写しを添えて提出すること。ただし、契約監理課において資格及び雇用等の確認ができる場合は、確認書類は適宜省略することができる。
- (4) 施工計画書においては、前記【1】特例監理技術者等の配置要件の(10)、(11)、(12)に関する内容を記載して提出をすること。また、工事途中において特例監理技術者等の配置に変更が生じた場合も変更施工計画書として提出すること。
- (5) 当該工事のコリnz登録においては、特例監理技術者等の配置を行った場合、また配置を要さなくなった場合において、適切にコリnz(CORINS)への登録を行うこと。
- (6) 契約締結後(工事途中)において、配置された監理技術者を特例監理技術者として兼務させる場合は、事前に監督員と工事打合せ簿に前記(1)に定める「特例監理技術者等配置予定届出書」及び「特例監理技術者等配置チェックリスト」を添付し協議を行い、承認を得るものとする。また、承認後速やかに執行規程第18条第5項に従い「現場代理人等選任(変更)通知書」、「技術者経歴書」(特例監理技術者及び監理技術者補佐)、「特例監理技術者等配置届出書」を提出するものとする。
- (7) 兼務する工事の完了に伴う特例監理技術者の監理技術者への変更や監理技術者補佐の専任の解除についても前記(6)の手続きに倣い工事打合せ簿により協議を行い、「現場代理人等選任(変更)通知書」を提出するものとする。
- (8) 工期途中での監理技術者から特例監理技術者への変更、または特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。ただし、特例監理技術者の配置や兼務の解除を理由とした監理技術者の交代は認めない。(参照/監理技術者制度運用マニュアル令和2年9月30日改正)
- (9) 発注者は、当該工事の発注公告において、特例監理技術者による技術者配置の可否を

明記するものとし、工事途中での監理技術者の特例監理技術者への変更の可否もこれに準じるものとする。

(10) 当該取扱い・運用の施行前の経過措置として、既に契約している工事において監理技術者の特例監理技術者への変更については、設計価格(変更契約を行っている場合は変更設計価格とする。)が3億円未満の工事を対象に取り扱いを行うものとする。

【3】 その他取扱いの留意事項

(1) 特例監理技術者は、専任が求められる2件の工事が兼務となった場合に監理技術者に代えて配置するものとし、兼務がない場合においては、監理技術者として取り扱います。

(2) 特例監理技術者の他の公共工事との兼務においては、事前に発注機関の内諾を得ること。

(3) 当該取扱い・運用は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置イメージ図

